

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月28日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）SBI仙台泉インターシティ

黒川郡富谷町上桜木2-6

仙台市泉区大沢2-12-4, 2-12-5, 2-12-6

### 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

SBIホールディングス株式会社

東京都港区六本木一丁目6番1号

### 3 市町村（富谷町）の意見の概要

- (1) 当該店舗の駐車場出入口は1箇所限定されていることから、その周辺の道路及び交差点では混雑が予想されるため、利用者が来店及び退店経路図のとおり通行するように適切な案内、誘導を実施し、混雑の軽減に努めていただきたい。
- (2) 騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は、届出が必要となります。
- (3) 廃棄物については、関係法令、町条例に基づき適正な処理をお願いします。

### 4 地域住民等の意見の概要

仙台市の意見

- (1) 当該店舗への入庫経路は東側市道のみとなり、周囲の道路形状により各方面からの来退店経路が複雑となるため、迷走交通が発生しないように来退店経路については広告等により来店者に対し周知を徹底されたい。
- (2) 仙台市の大規模小売店舗立地法の運用基準では、駐車場の構造等については駐車場法を、駐車マスの大きさについては「仙台市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を準用することとなっている。具体的には、駐車場の構造については、車路幅員5.5m以上、内法回転半径5m以上、はり下の高さ2.3m以上、また駐車場規模が6,000㎡以上の場合は入口及び出口を分離（その間隔は10m以上）することなどである。駐車マスは幅2.3m以上奥行き5m以上とし、設置する駐車マスの30%以上は幅2.5m以上奥行き6m以上とするとともに、身障者用マスは幅3.5m以上奥行き6m以上を確保していただいている。また、荷捌き車についても幅3.0m奥行き7.7m以上、はり下3.0m以上で、かつ円滑に出入させることが必要である。当該案件は来年、行政界

が変更され、当該敷地全て仙台市の区域に編入される予定であることから、編入後、仮に駐車施設の変更等が生じ大規模小売店舗立地法の変更の手続きを要する際は、既存遡及の適用を受け、仙台市の運用基準にて指導になる場合があることに留意していただきたい。

- (3) 当該敷地は仙台市屋外広告物条例第4条第1項第10号の禁止区域（高速道路から展望できる地域）であるので、広告物の計画については泉区街並み形成課と協議を行うこと。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場

6 縦覧期間

平成20年11月28日から平成21年1月5日まで（ただし，閉庁日を除く。）